稲美町学校給食用物資納入業者の募集について

令和９年度における本町学校給食用物資の納入指定を希望される場合は、稲美町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書に必要事項を記入の上、下記の期間中にお申し込みください。

記

１　提出書類

(a) 稲美町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書

(b)　誓約書

(c) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を要する者にあっては、営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し

(d) 食品衛生法に基づく営業の届出を要する者にあっては、届出の事実がわかる書類の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し

(e) 町内に本社(店)又は支店・営業所等を有する者にあっては、国税及び町税に関する完納証明書の写し

(f) 町外に本社(店)又は支店・営業所等を有する者にあっては、国税に関する完納証明書の写し

(g) その他町長が必要と認める書類

２　受付期間　令和９年１月４日（月）～令和９年１月 29 日（金）の平日
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※郵送可（令和９年１月 29 日（金）消印有効）

３　提 出 先　〒675-1115　加古郡稲美町国岡１丁目１番地
稲美町教育委員会　教育課
TEL（ 079 ）492－9149（ 教育課直通 ）

学校給食用物資納入業者の登録審査に関する基準

１．学校給食の意義及び役割並びに食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)の趣旨を理解するとともに、食品に関する法律その他関連する法令等を遵守している者であること。

２．衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全と厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」に基づく衛生管理が徹底されていること。

３．営業施設及び納入しようとする給食用物資の衛生管理並びに従業員に対する健康管理が十分に行われていること。

４．学校給食の実施に必要な給食用物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、町長が指定した納入日及び納入時刻に指定場所へ納入できる輸送能力を有すること。

５．納税義務を履行しており、登録の開始日以前における直近２年間に一切の刑事罰又は行政処分を受けておらず、業務に関する重大な事故も起こしていないこと。

６．稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年稲美町条例第12号)第２条に規定する暴力団、暴力団員又は関係機関等でないこと。